

建築基準法第43条第2項第1号認定

第43条第2項第2号許可を取得された方へ

■認定・許可取得後にご注意いただきたいこと



注意してね！

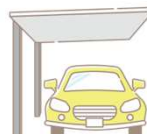
- 認定・許可時に幅員が4m未満の場合、敷地後退を行い後退部分の通行を確保しなければなりません。次の事項にご留意ください。

②後退部分は通行できるようにしてください。
(プランター等もNG)

①許可（認定）取得後に、倉庫・カーポート等を建築する際には、再度許可が必要となる場合があります。



倉庫



カーポート

(再許可が必要な建築物の例)

中心線

4m

2m

敷地後退

4m未満

敷地後退部分に
造るのはNG

再許可
必要

③敷地後退部分には、塀や建築物（倉庫・カーポート等）を造ることができません。



倉庫



カーポート



フェンス

(後退部分に設置できない建築物の例)

※植栽や花壇等も後退部分に設置することはできません。

建築物や工作物を建築する際には
事務手続きが必要な場合がありますので、
建築指導課までご相談ください。



相談してね！

◆KOFUCITY◆
Hello Kitty

© 2025 SANRIO CO., LTD. (H)

問い合わせ先：甲府市まちづくり部建築指導課審査係 電話：055-237-5824（直通）